

手続き名	国民健康保険葬祭費支給申請書
------	----------------

Q：本手続きの概要を教えてください

A：枚方市の国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合、葬儀をおこなった喪主の方に葬祭費として 50,000 円を支給する制度です。

Q：葬儀を行ったことを証明する書類として、どのような書類が有効ですか？

A：フルネームが記載された葬儀の領収書及び会葬礼状です。

Q：申請者は「喪主」となっていますが、葬儀の領収書に喪主以外の氏名が記載されている場合の申請者はどうなりますか？

A：本手続きにおける「喪主」とは、本来の意味の喪主に加え、葬儀を行ったことを証明する書類に氏名が記載されている方も含まれます。以上のことから、葬儀の領収書を添付書類とする場合、領収書に記載されている方を喪主として申請してください。

Q：喪主に代わって代理申請することは可能ですか？

A：可能ですが、申請書の申請者欄には喪主以外の方を記入していただくことはできません。代筆で記入していただくことは可能ですが、申請書上で申請者になることはできません。なお、申請書を記入された方の氏名は「来庁した人」の氏名欄に記入してください。

Q：喪主以外の者の口座に振り込むことは可能ですか？

A：可能です。その場合、喪主の方が葬祭費の受領に関する申出書を記入しご提出ください。なお、葬祭費の受領に関する申出書については国民健康保険室給付担当より送付しますので、ご連絡ください。

Q：期限を超過してしまいましたが、届出することは可能ですか？

A：届出いただくことは可能です。

ただし、消滅時効が完成している可能性がありますので、支給の可否については文書か電話で後日お知らせいたします。

Q：今回の申請について、振込の時期はいつごろになりますか？

A：申請を受付けてからおおむね 1 か月後に振込を予定しております。振込日に通知を送付します。

Q：喪主が故人と別世帯のとき、何か書類が必要ですか？

A：誓約書が必要となります。

Q：葬儀の領収書等の書類が一切ない場合、申請は可能ですか？

A：葬儀を行ったことの証明がない場合、喪主の確認ができませんので、申請は不可です。

問い合わせ先	枚方市役所 別館 2階 国民健康保険室 給付担当 電話：072-841-1403（直通） FAX：072-841-3716（直通）
--------	--